

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

481
15/10/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

福島原発事故直後の 米原子力空母—— G・ワシントンは一次冷却水等を日本のEEZ内で 放出/R・レーガンは福島沖240kmで被曝

排他的経済水域

航海日誌の分析で判明

2015年10月1日、米原子力空母ロナルド・レーガンが、ジョージ・ワシントンの後継艦として横須賀に配備された。このほど「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」代表の呉東正彦氏が米情報公開法により入手した11年3月の東日本大震災と福島第1原発事故当時の両艦の航海日誌によって、ジョージ・ワシントンは、一次冷却水等を日本のEEZ内で放出し、ロナルド・レーガンは、トモダチ作戦作戦中に福島第1原発沖約240kmで被曝したことが判明した。「さい塾」(ピースデポのプロジェクト)が分析に協力した。

ジョージ・ワシントン(以下、GW)、ロナルド・レーガン(以下、RR)は、ともに熱出力約60万kwの加圧水型原子炉2基を搭載している。1隻当りの原子炉の熱出力は120万kw。これは福島第1原発1号炉にほぼ匹敵する。

G・ワシントン 放射能放出の場所が初めて判明

航海日誌をもとに作成した震災直後のGWの航跡図を2ページの図1、航海日誌の関連部分の抜粋訳を3ページの資料1に示す。

2011年3月、大震災と原発事故発生時、同艦は定期点検中で、母港横須賀基地の12号バースに停泊していた。3月21日に出港し、27日までは本州沖の太平洋を西に向けて航海しているが、航海日誌に目的地の記載はない。4月4日、目的地に「佐世保」の名が出た後、5日、佐世保港沖に停泊し、6日には出港する。

EEZ内で放射性液体を放出

航海日誌には、4月8日17時32分から19時52分にかけて、四国海盆において放射能を帯びた一次冷却水を海に放出する一連の作業を行ったことが記述されている(資料1)。

まず17時32分に以下の記述が出てくる。「原子炉1号機の原子炉補助室(RAR:Reactor Auxiliaries Room)の過剰液体処理タンク(ODT。以下に説明)から船外へのポンプ排出作業を開始した。」

今号の内容

「フクシマ」直後の米原子力空母の行動、「航海日誌」で明らかに

<図>航跡と行動 / <資料>航海日誌抜粋訳

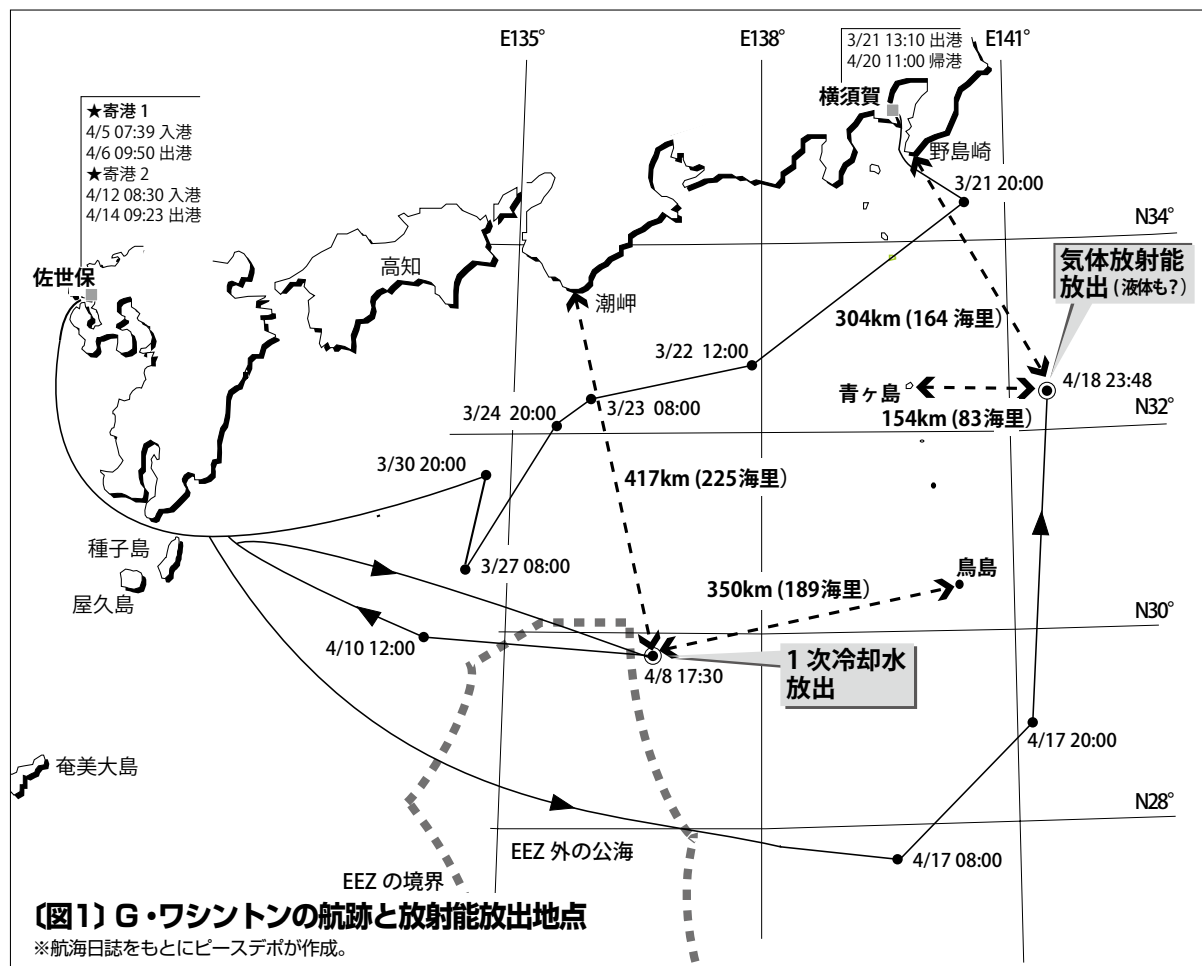
ローマ法王が核抑止論を批判

米空軍、オスプレイを横田に配備へ

【連載】被爆地の一角から(91)

継続を力としよう 土山秀夫

10月15日号は休みます。次号は11月1日号です。



ODTは、米海軍原子力推進プログラムの報告書「原子力軍艦と支援施設から出る放射性廃棄物の環境監視と処分」(2014年5月)¹の記載内容から「Overflow Disposal Tank」、すなわち「過剰液体処理タンク」と推定される。

18時28分には、RARとは別の「原子炉室内底部の過剰液体処理タンク」(innerbottom ODT)について同様の作業が開始された。ほぼ同時に原子炉2号機についてもまったく同じことが行われた。2基の原子炉の、各2個ずつの過剰液体処理タンク、計4個から船外へのポンプ排出作業が約2時間20分かけて連続的に行われたのである。作業の開始、完了時には、艦の位置と陸からの距離が記録されている。

前記の米海軍原子力推進プログラムの報告書は、過剰となった一次冷却水の発生と扱いについて、次のように説明している。

「原子炉が稼働する温度まで加熱された結果、膨張して過剰となった一次冷却水は、浄水用イオン交換樹脂を経て保管タンクに移される。」この保管タンクが、航海日誌のいうODT、すなわち過剰液体処理タンクであろう。同報告書は、「原子炉の稼働に付随して発生した放射性液体は、厳格な管理のもとで海洋に排出される」とし、これらの海洋放出は、米国内の法律に適合しているとしている。さらに同報告書は、原子炉冷却水の海洋投棄は、IAEAの勧告を遵守して行うと

も述べている。原子力軍艦の日本寄港に関する合意文書である「エードメモワール」やGW母港化前に出された「原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」も、液体廃棄物の排出は国際基準に適合させるとしている。

一般的には、廃棄物投棄に関わる「海洋汚染防止条約(ロンドン条約)」と同条約の「96年議定書」により、放射性廃棄物の海洋投棄は禁止されている。しかし、例外的にIAEAが定める基準を遵守すれば放出も可能で、あらゆる廃棄物の放出が禁止されているわけではない。したがって、原子力軍艦の液体廃棄物が、どこかの海域で放出されていることは周知のことであった。

GWの航海日誌の分析から、今回初めて、放出地点が明らかになったわけであるが、その場所を詳細に検討すると、日本の排他的経済水域(以下、EEZ)内であることがわかった。

例えば17時32分の放出場所を航海日誌は、「陸地から225海里」としている。しかしこれは潮岬(和歌山県)からの距離と考えられ、最も近くの鳥島からは約189海里(図1)で明らかにEEZ内である。

日本のEEZは、本州南方の太平洋の広い範囲にわたり存在する。その中に本州、四国を初め、伊豆諸島、小笠原諸島などのいずれからでも200海里以上離れた公海が、南北に長い形で存在する。その境界を図1に点線で示した。4月8日の放出

<資料1>

G・ワシントンの航海日誌(抜粋訳)

●2011年4月8日 四国海盆

17:32 原子炉1号機の原子炉補助室の過剰液体処理タンクから船外へのポンプ排出作業を開始。北緯(以下N)29度45.9分、東経(以下E)136度45.3分。陸地から225海里。

18:11 原子炉1号機の原子炉補助室の過剰液体処理タンクから船外へのポンプ排出作業を完了。N29度47.8分、E136度45.8分。陸地から224海里。

18:28 原子炉1号機の原子炉室内

底部の過剰液体処理タンクから船外へのポンプ排出作業を開始。N29度47.9分、E136度48.3分。陸地から227海里。

18:56 原子炉1号機の原子炉室内底部の過剰液体処理タンクから船外へのポンプ排出作業を完了。N29度49.8分、E136度48.8分。陸地から224海里。

●4月18日から19日

18日:2基の原子炉稼働中。

08:57 推進機関ドリルを開始。

09:02 原子炉2号機を緊急停止。

09:15 原子炉2号機の再稼働急速出力上昇を開始。

09:38 原子炉2号機、臨界に達する。

09:41 原子炉2号機、加熱運転ポイントに達する。

23:48 原子炉2号機から船外への気体放出作業(DEGAS)を開始。N32度18.0分、E141度24.8分。陸地から86海里。

23:59 原子炉1号機、2号機の原子炉補助室の過剰液体処理タンクの排出は進行中。

19日

01:47 原子炉2号機からの放射性気体の放出を完了。N32度19.3分、E141度22.9分。陸地から78海里。

地点は、この公海内ではなくEEZ中である。

国連海洋法条約第5部・第56条(EEZにおける沿岸国の権利、管轄権及び義務)によれば、沿岸国は、自国の基線から200海里内においてEEZを設定することができ、天然資源(生物か非生物かを問わない)などの主権的権利、ならびに人工島などの設置、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有するとしている。GWが放射性廃棄物(一次冷却水)を放出したのは、このような地点だった。

放射性気体の大気への放出

GWは、4月12日、再び佐世保港に入港し14日に出港した。そして伊豆諸島の東海域で、18日の8時57分から「推進機関ドリル」と称した訓練が行われた。訓練は、資料1(4月18日)にあるように稼働中の原子炉(2号機)を人為的に緊急停止させ、その直後に短時間で再起動と急速な出力上昇を行い、23分後に臨界、そして通常稼働(加熱運転)に至るというものであった。このような操作は、米海軍がかねてから海軍原子炉の特徴として強調してきたものであるが、その安全性について技術的不安を払拭するような説明はなされていない。商業用原子炉の常識からすれば、危険きわまりない訓練である。

その14時間後の4月8日23時48分、GWは「原子炉2号機から船外への気体の放出作業を開始」する。4月8日の液体放出と同様、作業の開始、完了時には船の位置と陸からの距離が記録されている。前記の米海軍原子力推進プログラム報告書は、「ヨウ素や、核分裂生成気体のクリプトン、キセノンを含む原子炉内の燃料から生成される核分裂生成物は、燃料物質内にとどまる。しかし、原子炉構造材料内の微量の天然のウラン不純物は、冷却水中に、少量の核分裂生成物を放出する」²としている。従って、加圧状態での一次冷却水にはクリプトン85(半減期10.3年)、キセノン133(半減期5.3日)などの核分裂生成物が存

在し、原子炉の起動時、熱で膨張して過剰となった高温の一次冷却水が処理タンクに保管される際、加圧状態から解放され、常圧に戻ることによって、クリプトンやキセノンが気体となってタンク内にたまっていくと考えられる。これらを大気環境に放出していたのである。

また資料1の18日23時59分の記述から、同時に放射性液体の放出も行われていた可能性がある。場所は極めて陸地に近いEEZ内である。

以上の作業地点は、青ヶ島(東京都)の東方78～86海里であるが、房総半島南端の野島崎から測っても164海里の位置であり、これも日本のEEZ内である(図1)。

今後への課題

原子力軍艦が、日本のEEZ内で、液体及び気体放射性物質を環境中に放出していた事実が、具体的に明らかになったのは初めてのことである。同様の放射能放出は、08年9月にGWが横須賀に配備されて以来、ある頻度で行われていたと考えられる。

ファクトシートによれば、米国は、沖合12海里内においては一次冷却水を含む液体放射能の排出を禁じている。その根拠は、沿岸国の主権が及ぶ領海での水産資源保護や環境保全への配慮であろう。EEZは領海に接続する、それに準じた海域であり、日本は天然資源などの主権的権利を有している。従って、EEZ内においても魚介類など水産資源保護の観点から放射性物質の放出に領海内と同等の規制がなされるべきであろう。少なくとも、漁業関係者への事前の周知や協議、更にはその了解を得るべきである。しかるに、上記の作業は、日本のEEZ内で、事前通知や政府間合意もないまま行われていた。日本政府は、EEZ内で水産資源の主権的権利や環境保護に関する管轄権を有する立場から、米政府に対し放射性液体及び気体放出の禁止に向けた交渉を進めるべきであろう。

そのためにも、日本政府は米政府に対し、GW航海日誌から明らかになった、放出作業の詳細、放出された液体及び気体に含まれる物質名、放射能濃度と総量などの情報提供を求めるべきである。また同様の作業は、日本周辺海域を航行する原潜でも行われている可能性がある。GWの過去7年間については言うに及ばず、原潜についても、日本政府は米国に対して航海日誌の公開を求め、同様の放出事例について事実関係を明らかにさせるべきである。

R・レーガン 福島沖240kmで被曝

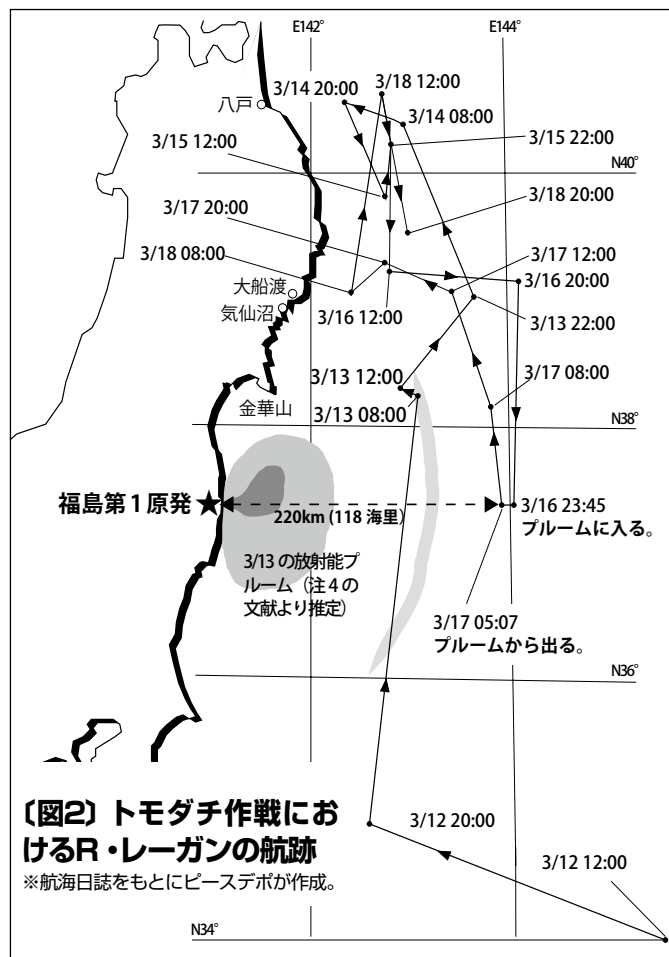
RRが、トモダチ作戦(以下、OT)從事中に被曝し、RR水兵らが東京電力を相手どった損害賠償訴訟を起こしていることはよく知られている³。今回、RRの航海日誌からトモダチ作戦におけるRRの活動領域や、被曝が記載された日時、地点が具体的に明らかになった。

3月11日まで、RRは米韓合同演習に参加すべく、目的地を釜山として太平洋を西に向かっていった。12日、0時から進路は「日本」になり、16時53分には「本州」とされた。OTにおける同艦の任務は、「陸上救援と復旧活動に關与する自衛隊と他のヘリコプターへ給油するための海上プラットフォームを提供する」⁴ことであった。OTは、最大時で人員約16,000名、艦船約15隻、航空機約140機など大規模な兵力が投入され、3月13日から4月30日にかけて実施された⁵。

航海日誌に基づく**3月12日からのRRの航跡**を図2に示す。12日20時には千葉県勝浦沖に到達し、そこから半日かけて金華山沖に至る。この時、航海日誌に放射能に關連する記述はないが、**米国防脅威削減局(DTRA)の報告書⁶**は、この日、福島原発から放出された放射能プルームを検知したとしている。同報告書から推定された**プルームの形状**を図2に記入した。

3月16日20時、RRは大船渡東方約160kmにいたが、その後、目的地を横浜として南へ向かった。23時45分、福島原発東方沖240kmで、航海日誌に「放射能プルームに入る」と記載される。そして17日5時7分には「放射能プルームを出る」。この間、RRはプルームの中にいたことになる。

RRは18日から三陸沖にとどまり、海上でOT支援に従事した。そして、図2には記載されて



いないが、「3月23日、RRは、フライトデッキの除染(washdown)を行うために、飛行作戦をとりやめた。」⁷ 航海日誌は次のように続ける。「08:20 除染作業(washdown)開始」、「08:38 除染作業解除」、「10:10ペルタワー除染作業開始」、「13:02除染作業開始」、「13:33 除染作業解除」。その後、4月5日にOTから離れるまで、RRは大船渡沖から八戸沖の海域を航行している。

以上のように、RRは、3月13日、及び16日深夜から17日未明にかけて放射能プルームの中を航行していたことが、航海日誌から判明した。前記DTRA報告書は、放射能が検知されたことは認めつつ、低レベルなので人体への健康影響はないとしている。真相は前記訴訟の中などで明らかにされていくであろう。(湯浅一郎) ㊦

注:

- 1 米海軍原子力推進プログラム報告書「原子力軍艦と支援施設から出る放射性廃棄物の環境監視と処分」(2014年5月)。
- 2 注1と同じ。
- 3 『朝日新聞(大阪本社)』2015年10月1日。
- 4 米国防脅威削減局(DTRA)報告書「OTにおける艦船乗員の放射線被曝評価」(2014年4月)
<https://registry.csd.disa.mil/registryWeb/docs/registry/optom/DTRA-TR-12-041-R1.pdf>
- 5 「平成23年度防衛白書」特集:東日本大震災への対応。
- 6 注4と同じ。
- 7 注4と同じ。

核抑止論は国連の枠組みを侮辱 ローマ法王、国連総会で演説

フランシスコ・ローマ法王は15年9月25日、国連総会で開かれた持続可能な開発を話し合うサミットで演説した。法王は国連の70年の歩みを振り返り、山積する地球規模の諸課題の解決の必要を訴えた。そして、戦争回避の不断の努力を説く中で「相互破壊の脅しに基づく倫理や法は国連の枠組みを侮辱する」と核抑止論を厳しく批判した。以下は演説の抜粋訳である。

(前略)

戦争はすべての権利を否定し、環境を無残に破壊します。私たちはすべての人の真なる発展を望むなら、国々や民族の間の戦争を避けるため、不断に努力をしなければなりません。

この目的のため、真に根本的な法規範である国際連合憲章が提起するように、議論の余地のない法の支配を、そして絶えざる交渉・調停・仲裁への志向を、確実にする必要があります。

一般的には国際連合創設以来の70年間、そしてとりわけこの第3千年紀の最初の15年の経験から明らかになったのは、国際規範の全面的適用がいかに効果的で、かつ、それが実施されないことがいかに無力か、ということでした。国連憲章が尊重され、透明性をもって誠実に、下心なしに、偽りの意図を覆い隠す手段としてではなく正義のため必ず参照すべきものとして、適用されたとき、その結果として平和がもたらされるでしょう。他方、国連憲章という規範が単に、都合のよいときに使え、そうでないときには無効と扱いうる法律文書とみなされる時には、まさしくパンドラの箱が開き、制御できない力が放出され、無防備な人々や文化的環境、さらに生物学的環境まで

もを深刻に傷つけるでしょう。

国連憲章の前文と第1章は、平和、紛争の平和的解決、各国間の友好関係の発展、という国際的な司法枠組みの土台を規定しています。これらの規定と鋭く対立し、実質的にそれらを否定しているのが、兵器、特に核兵器など大量破壊兵器の拡散を絶えず志向する気運です。相互破壊——おそらく全人類の破壊——の脅しに基づく倫理や法は自己矛盾であり、国連の枠組み全体を侮辱するものです。それらのもとでは、国連は、行き着くところ、「恐怖と不信でつながった国家連合」になってしまうでしょう。核兵器を全面的に禁止するという目標のもと、名実ともに核不拡散条約を完全に履行し、核兵器のない世界をめざして取り組むことが緊急に必要です。

アジアおよび中東という不安定な地域において、最近、核問題で合意が達成されましたが、これは、誠意と忍耐をもってたゆまず実践されてきた、良心的な政治的意志と法との持つ潜在力の証です。私は、この合意が永続し、効果を発揮し、当事者すべての協力のもとに成果をもたらすことを願うものです。

(後略)

(訳:ピースデポ。強調は編集部。)

www.holysemission.org/contents//statements/statements-56054736193b87.20279259.php

米空軍、横田にオスプレイ配備へ 海兵隊機を上回る事故リスク

「日米共同特殊作戦」拠点化の可能性

米国防総省は、5月11日(日本時間12日)、在日米軍横田基地(東京都)に特殊作戦部隊用の空軍仕様オスプレイ(CV-22)を2017年に3機、2021年までに7機、計10機配備するとの「接受国通報」を行った。国防総省の報道発表¹によれば配備の目的は次のとおりである。「米特殊作戦部隊が、人道危機や自然災害を含め日本とアジア太平洋地域全体での危機や緊急事態に迅速に対処する能力の向上をもたらす。また、日本の自衛隊との相互運用性の向上、運用協力の強化、及び日米防衛関係をより強固にさせる。」

これに伴い、要員400人が横田に新たに配置され、整備施設など関連施設の建設が早ければ

16年にも始まり、19年後半完成がめざされる。

特殊作戦部隊用オスプレイ

CV-22は、すでに沖縄に24機が配備されている海兵隊仕様のMV-22に加えて次のような装備、機能を備えている²。

地形追従装置/夜間飛行能力の強化/電子妨害機能/レーダー探知機能

MVは輸送機としての性格が強いが、CVは戦闘員を伴った敵地への侵入から撤収に至る特殊作戦特有のニーズに応えるための戦闘機能を備えているのである。

特殊作戦におけるCV-22の任務と役割につい

て、米空軍はニューメキシコ州キャノン空軍基地を拠点とした「低空飛行訓練に関する環境評価書(EA)」において次のように説明している³。

「乗員には、多様な地形、脅威レベル、気象条件、昼夜の時間帯、空中での航空機の集結など、多様な環境における飛行完熟度を維持することが求められる。**乗員の生き残りのためには、危機下での飛行や、現実的戦闘条件、地形を擬した、過酷な環境への乗員の適応能力の恒常的な訓練が必要である。**」(強調は筆者。以下同。)

キャノン基地を拠点とする訓練には、以下が含まれる(出典同じ)：①低空戦闘訓練、②地形追従／地形回避、③模擬脅威下操縦訓練、④模擬空中投下、⑤航空機編隊形成。⑥空中給油。

つまり、CV-22に要求される戦技は、低空飛行あるいは低空飛行下での戦闘技術が中心となる。飛行モード切替時などに関して従来から指摘されて来た危険性に加えて、特別な事故リスクが潜在することは容易に想像できる。

高度300フィート(90m)以下での飛行もありうる？

さらに、「キャノン評価書」には、次のような一節があることに注目したい。

「**地上300フィートの低空飛行**：乗員は、発見回避のため、地形追従レーダーと暗視装置を使用し、日没後に地上高500フィートないしそれ以下を飛行しなければならない。低空飛行訓練によって、乗員は、地上高300フィート以下を含む低高度で地形を利用した**遮蔽飛行**や、尾根越えの飛行の能力を獲得する。」

MV-22の沖縄配備に際して交わされた日米合同委員会合意⁴は飛行高度について次のように述べている。「訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート(150m)以上の高度で飛行する。ただし、**MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。**低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物(例えば、学校、病院等)といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。」

しかし上記のように、「キャノン評価書」は、「地上高300フィート以下の飛行」は例外的なものでなく訓練目的の中心に組み込んでいる。日本政府は、MV-22とCV-22は、機体性能には変わりはないので安全性に変わりはないと説明する。しかし、訓練飛行の態様においては、大きな違いがあることを見落としてはならない。

したがって、日本政府は、CV-22配備をMV-22とは別の航空機と考え、日本の国内法令に厳密に従うよう米国とあらためて交渉するべきである。横田の位置から考えれば低空飛行訓練空域

は、東北地方山間部のグリーン・ピンク・ルート、中部山間部のブルー・ルートや群馬県前橋、渋川上空の自衛隊の訓練試験空域などが使われる可能性がある。政府は横田基地周辺自治体はもちろんのこと、これら訓練空域下に入る可能性のある自治体に対して、飛行ルート、訓練内容とリスクを十分に説明し、同意を得るべきである。

「キャノン評価書」は、低空飛行訓練空域や移動ルートを含む広範囲にわたる影響評価を行っている。そこには先住民の居住区や宗教的意味の深い場所が多く含まれている。「評価書」には1,600以上の意見が提出され、現在、国家環境政策法(NEPA)に基づく本格的な環境影響評価書(EIS)が作成されている。これに比して、横田配備をめぐる日米政府の対応は「二重規準」と言わざるを得ない。

沖縄の負担軽減効果はわずか

CV-22の配備地は当初沖縄の嘉手納基地が予定されていた。日本政府は、沖縄への過重負担を避けるために本土を中心に配備地を探し、インフラも一定整っている横田に決めたものと思われる。であれば、沖縄の特殊作戦部隊⁵も移動することが予想される。しかし、特殊作戦部隊は沖縄に残存させ、CV-22が定期的に沖縄に飛来して訓練を行うというのが、米軍の現在の方針である⁶。訓練による騒音や墜落の危険の多くは、引き続き沖縄の人々に背負わされるのだ。

CV-22が配備された横田は、9月30日に公布された「安保法制」⁷の下で今後強化されるであろう、集団的自衛権行使を想定した日米共同作戦・訓練の推進拠点になる可能性がある。陸自・特殊作戦群(千葉県習志野駐屯地)や海自・特別警備隊(広島県江田島基地)などの日本の特殊部隊が米特殊部隊と同乗して、特殊作戦訓練が行われることになるかもしれない。事実、今年8月12日、沖縄県うるま市沖で米軍ヘリが事前集積艦への着艦に失敗・墜落した時、ヘリには陸自特殊部隊員2名が同乗していた。(田巻一彦)㊦

注

- 1 www.defense.gov/News-Article-View/article/604617
- 2 防衛省「CV-22 オスプレイについて」(15年5月11日)。www.city.akishima.lg.jp/s009/010/020/080/20150515CV22.pdf
- 3 詳細は、初出(本誌406-7号(12年9月1日))参照。
- 4 「日本国における新たな航空機(MV-22)に関する日米合同委員会合意」(12年9月19日)。
- 5 嘉手納(空軍)、トリイ・ステーション(陸軍)、キャンプ・シュワブ(海兵隊)に配備。海軍特殊部隊「ネイビー・シールズ」もローテーション配備。
- 6 『琉球新報』電子版、15年5月21日。
- 7 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第76号)、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(平成27年法律第77号)。

継続を力としよう

衆議院に続いて参議院でも安全保障関連法案の強行採決——シナリオ通りとしか思えない自公政権の暴走ぶりであった。国会の審議も国民へのていねいな説明もすべて後回しにして、ひたすら“盟主”米国への約束を果たすべく汲々とする安倍晋三首相の振舞い。これが「ポツダム宣言はつまびらかに読んでいない」「東京裁判は勝者が敗者を裁いたものであって認められない」「日本国憲法は占領軍によって押し付けられたものであり、それも短期間でやっつけ的にまとめ上げられたに過ぎない」などと反米的ポーズで人気を得てきた人物の本性なのだ。

安保法制に対しては、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、さらに何人かの元最高裁判事さえも憲法違反と断じ、主権者たる国民の過半数が反対、80%以上が今国会での可決に反対していた。それを無視して数の力で押し切るとあっては、どうして日本が立憲主義の国、真の民主主義国家と言えるだろうか。ただ、そうは言っても、われわれはいま失望、落胆しているときではないのだ。安保法の廃止を目指して、第2章の幕が上がったと頭を切り換えなくてはならない。そのためにはせつかく盛り上がっている国民の関心を、何としてでも持続させ、節目々々で平和を国民の手に取り戻す意志表示を行うことが必要である。

具体的には、選挙時に景気回復を前面に掲げる自民党の甘いスローガンに欺かれないこと、憲法改定の野心を燃やす安倍政権の支持を止めることが前提となろう。前者に誘われて自民党に大量流れた票が、公約の隅に書かれ、候補者がほとんど選挙中に触れることもなかった安保関連への支持票であったかの如く擦り換えられたのが、今回の多くの国民に与えた苦い教訓となったはずだ。また後者については、法案通過後の首相談話にあるように、またしても「経済の推進を最優先課題として取り組んで行く」として国民の目を安保の実態か

ら外らさせようとしている。手始めはすでに国民にもなじんでいる国連平和維持活動(PKO)への自衛隊の「駆け付け警護」から手を付け(南スーダンへの派遣が取りざたされている)、米国も今回の日本国内の根強い反対に配慮して、当分は自衛隊への派遣要請を手控えるだろう。そして安倍首相が「国民があればほど騒いで反対したが、これまでと少しも変わるところはなかったではないか」と胸を張って言うまでは待つに違いない。しかし、それは束の間の平和であって、その先には……。

われわれは自衛隊員が他国民を殺し、殺されないようにするために、また世界に誇るべき9条の理念を貫くためにも、今後も学習会や講演会、集会やデモなどを折に触れて継続して行く必要がある。その際、従来の団体や組織による動員に加え、特に今回、自然発生的に広がった学生を中心とした若い人たちや、若いお母さんたちの危機意識に焦点を当て、法律を廃止に追い込む起爆剤とすべきであろう。なぜならこれらの人たちこそ、議場でぬくぬくと安全地帯に居りながら、盤上の駒を動かすかのような与党議員たちと違い、戦争となれば最も駆り出され、直ちに犠牲を強いられる可能性が高いだけに切実なのは当然だからだ。

なお、内閣支持率について毎日新聞が興味深い世論調査を行っている。5月の調査では内閣支持率は45%、不支持率は36%、法案に反対する層の24%は安倍内閣を支持した。7月の調査では支持率(42%)と不支持率(43%)がほぼ並んだが、法案に反対する層の内閣支持率はなお21%あった。これに対し、安保関連法案の衆議院通過後の調査では、法案に反対する層の内閣支持率は12% (!)に低下した。このことは、法案への判断に迷っている人々への働き掛けによっては、来年の参議院議員選挙以前であっても、倒閣の可能性がゼロではないことを示唆している。



特別連載エッセー●91

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2015.9.6~9.20

作成:有銘佑理、荒井摂子

IAEA=国際原子力機関/SOSUS=水中音響監視(システム)

●9月6日 米カリフォルニア州での米軍主催の水陸両用訓練作戦で、自衛隊の後方支援部隊が初めて上陸作戦に参加。
●9月8日 被爆者援護法に基づく在外被爆者への医療費支給の可否が争われた訴訟で、最高裁が支給を認める初判断。厚労省は全面支給の方針に転換。
●9月8日 防衛省が、共産党提示の統合幕僚長と米軍幹部との会談録とされる文書につき、「同一のものの存在は確認できなかった」と説明。
●9月9日 韓国軍・米軍などがソウルで生物兵器テロを想定した初の実戦訓練。
●9月10日 米議会上院でイラン核問題での最終合意につき採決、共和党の不承認決議案の否決が確実に。オバマ大統領は合意履行の意向を改めて表明。
●9月14日 安保法案反対の国会前行動に45,000人が参加(主催者発表)。この前後も連日、国会前で抗議行動。
●9月14日 北朝鮮が近く「人工衛星」打ち上げの可能性を示唆(朝鮮中央通信)。
●9月15日 北朝鮮の原子力研究院長が、米国らの敵視政策が続けば核攻撃の準備あり、と4回目の核実験示唆(朝鮮中央通信)。
●9月15日 中国政府が原発など国内のすべての核関連施設の点検を開始。11月まで。
●9月15日 王毅・中国外相とザリーフ・イラン外相が北京で会談。エネルギーやインフラ整備、反テロ対策での協力で一致。
●9月15日 ベトナム最高指導者グエン・フー・チョン共産党書記長と安倍首相が官邸で会談。中国の海洋進出を「深刻な懸念」とし、安全保障と経済分野の連携強化を確認。
●9月15日 経団連、武器輸出を国家戦略として推進すべきとの提言を正式決定。
●9月15日 自公と次世代の党・日本を元気にする会・新党改革とが安保法案の修正協議。付帯決議などで合意。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著:NPO法人ピースデポ/監修:梅林宏道

発行:緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器:非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード:
核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

●9月17日 野党が審議継続を求め、国会周辺や各地で大規模な抗議行動が行われ、議場が混乱する中、参院特別委で与党が安保法案の採決を強行。
●9月18日 民主党は参院に首相への問責決議案、野党5党は衆院に内閣不信任案を提出。いずれも与党などの反対多数で否決。
●9月19日 未明、安保関連法が参院本会議で自公などの賛成多数で可決、成立。
●9月20日 IAEA、天野之弥事務局長が核開発疑惑のあったイラン軍事施設を訪問したと発表。

沖縄

●9月7日 佐喜真宜野湾市長、普天間基地騒音激化で沖縄防衛局へ抗議。8月11日~9月7日に同市へ計60件の苦情。
●9月7日 辺野古集中協議最終会合。県と国の方向性一致せず決裂。
●9月7日 名護市・底仁屋区、辺野古新基地建設反対を改めて表明。97名名護市東海岸13区長連名の意見書を再確認。
●9月9日付 陸自と米海軍、沖縄を拠点に最新型SOSUSを共同運用と報道。
●9月9日付 嘉手納・普天間14年航空機騒音測定結果公表。前年に比べ、37測定局中27局で夜間・早朝の騒音発生回数増加。
●9月9日 国と県、辺野古新協議会設置へ。菅官房長官、県へ「政府・沖縄協議会」(仮称)の発足を提案。沖縄振興も議論。
●9月10日付 キャンプ・シェラブボーリング調査資料破棄問題で、沖縄防衛局が名護教委への貸出許可後に破棄したことが判明。
●9月12日 辺野古新基地建設工事再開。8月10日の作業停止から約1か月。沖縄防衛局、海上にフロートを設置。
●9月14日 翁長知事、辺野古埋立て承認取消しを表明。正式な取消しは約1か月後。

●9月14日 菅官房長官、翁長知事の承認取消し表明を受け、「法的瑕疵はない」として対抗手段講じる考えを示す。
●9月15日 ワーク米国防副長官、辺野古移設について「在沖米軍再編に不可欠」と強調。防衛省事務次官との会談で。
●9月16日 「島ぐるみ会議やんばる大集会」開催。辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設反対をアピール。約1,200人が参加。
●9月16日 米バークレー市議会、辺野古新基地建設反対を全会一致で決議。
●9月17日 沖縄防衛局、辺野古埋立て承認取消しに向け県が28日に予定の「意見聴取」に応じない旨回答。
●9月18日 自民党、在沖米軍基地負担軽減策を協議する議員連盟発足へ。会長に島尻安伊子参議。
●9月18日 名護市議会、辺野古埋立て承認取消しを支持する意見書を賛成多数で可決。
●9月18日 県議会、辺野古工事再開中止と移設中止を求める意見書を賛成多数で可決。
●9月18日 在沖米軍四軍調整官ニコルソン中将が県へ着任挨拶。翁長知事、普天間問題について県との議論を要望。
●9月18日 安保法案廃案訴え、県庁前で県民集会。約1,500人が参加。
●9月18日 沖縄防衛局、辺野古掘削調査完了前でも埋立て本体工事に着工する方針示す。掘削調査完了期限は来年3月末に延長。
●9月19日 辺野古ゲート前座り込み現場に男女の集団が乱入しテント荒らす。抗議活動者ともみあい、数人が負傷。

今号の略語

EA=環境評価書
EEZ=排他的経済水域
EIS=環境影響評価書
IAEA=国際原子力機関
NEPA=国家環境政策法(米国)
PKO=国連平和維持活動

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方が選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、
吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージは休みます

名簿データベース整理につき、宛名ラベルへの下記表示はしばらく休止させていただきます。近々に別の形で連絡いたします。●会員番号(6桁)、●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ」等の情報。

核兵器
核実験
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井摂子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、清水春乃、津留佐和子、中村和子、原三枝子、土山秀夫、梅林宏道